

令和7年12月2日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市特別職報酬等審議会

会長 田中 彩子



特別職の報酬等について（答申）

令和7年11月14日付け鈴人事第1262号により諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、本審議会では慎重に審議を行った結果、下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得たのでここに答申します。

記

- 1 議会の議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、現行額に据え置くことが適当である。
- 2 議会の議員の期末手当支給率については、年率4.05月分が適当である。
- 3 市長及び副市長の期末手当支給率については、年率4.65月分が適当である。

※審議経過

本審議会では、特別職の職責や職務内容、職員の給与改定率、本市の財政状況及び県内各市や類似団体の特別職の報酬等を勘案し、慎重に検討した結果、上記の結論に達した。

議員の報酬及び市長・副市長の給料については、社会経済情勢、本市の財政状況及び近郊都市の特別職の報酬等を総合的に考慮し、現行額に据え置くことが適当と判断した。

次に、期末手当の支給率については、経済の状況及び県内各市の改定状況や、従来から人事院勧告を踏襲し、一般職の取扱いに連動した対応がなされていることなどから一般職の0.05月分引き上げと同様の引き上げが適当であると判断した。

市長におかれては、公共施設の更新等に要する経費の増加など、今後も厳しい財政運営が続くものと考えられるため、積極的な企業誘致等による税収確保のための政策を実行し、将来的な財政の安定化が図られることを期待する。

また、議員報酬の額について審議するにあたり、議員定数についての意見もあった

が、本審議会における審議事項ではないものの、本市の現状や課題、今後の社会経済情勢を十分考慮するなかで、議会自らにおいて継続的な議員定数の検討がなされることを期待する。